

長崎労働局発表

令和6年7月29日（月）

長崎労働局 職業安定部

職業安定課長 松尾 伸二

職業安定監察官 山崎 隆

電話 095-801-0040（内線：414）

出張ハローワーク！ひとり親全力サポートキャンペーンを8月に実施します

### 13市町で相談窓口を開設

#### 【ポイント】

○児童扶養手当受給者の8月の現況届提出時に合わせ、ハローワークが自治体等に出向いて児童扶養手当受給者の就労相談を受け付ける臨時相談窓口等を設置する。（一部自治体を除く）

厚生労働省では、児童扶養手当受給者や生活保護受給者等の就労促進を図るため、生活保護受給者等就労自立促進事業を実施しています。

この事業は、自治体からハローワークに対して就労支援を要請された方を支援対象者とし、自治体職員やハローワーク職員等から構成される就労支援チームにより各対象者のニーズや状況等に応じて策定された支援プランを基に、ハローワークが、キャリアコンサルティングや職業相談・職業紹介等の就労支援のほか、必要に応じて就労後のフォローアップまで、就労支援チーム内で連携を図りながらきめ細かな支援を行い、就労による自立を目指しています。

（長崎労働局における過去の実績については別紙1を参照。）

児童扶養手当受給者については、「ニッポン一億総活躍プラン」（平成28年6月2日閣議決定）や「正社員転換・待遇改善実現プラン」（平成28年1月28日 厚生労働省正社員転換・待遇改善実現本部決定（平成31年1月24日改訂））に基づき、就労支援や正社員就職の取組を着実に進める必要があります。

そこで、厚生労働省では、児童扶養手当受給者が自治体に現況届を提出する8月に合わせ、「出張ハローワーク！ひとり親全力サポートキャンペーン」と題し、児童扶養手当受給者を支援するための取組を重点的に実施します（別紙2参考）。

長崎労働局管内における取組の概要は次のとおりです。

- 1 開設日等 下表のとおり
- 2 主な内容 自治体庁舎内に、ハローワークの臨時相談窓口等を設置し、きめ細かな職業相談・職業紹介を実施

長崎県内における臨時相談窓口等の設置予定

	自治体 (開設場所)	開設日等	管轄安定所 問い合わせ先
臨時 相談 窓口	時津町 (時津町役場 2 階)	8 月 8 日、22 日 (10:00～12:00)	ハローワーク長崎 (職業相談第 3 部門) 095-862-8674
	長与町 (長与町役場 1 階)	8 月 8 日、22 日 (13:30～15:30)	
	佐世保市 (佐世保市すこやかプラザ 4 階)	8 月 2 日、7 日、9 日、14 日 (10:00～16:00)	ハローワーク佐世保 (職業相談第 2 部門) 0956-88-2004
	佐々町 (佐々町役場 1 階)	8 月 1 日、16 日、29 日 (10:00～15:00) 15 日のみ (13:00～15:00)	
	諫早市 (諫早市役所別館 2 階)	8 月 1 日、5 日、19 日、30 日 (10:00～15:00)	ハローワーク諫早 (職業相談第 2 部門) 0957-22-4329
	大村市 (大村市母子寡婦福祉連合会)	8 月 22 日 (11:00～12:00)	ハローワーク大村 (職業相談部門) 0957-40-0032
	南島原市 (南島原市南有馬庁舎)	8 月 7 日 (13:00～15:30)	ハローワーク島原 (求人・特別援助部門) 0957-63-8609
	平戸市 (平戸商工会議所 2 階)	8 月 9 日、23 日 (10:00～15:00)	ハローワーク江迎 (職業相談部門) 0956-66-3131
	松浦市 (松浦市地域職業相談室)	8 月 7 日、14 日、15 日、21 日 (10:00～15:00)	
	新上五島町 (新上五島町役場)	8 月 1 日、15 日、29 日 (10:00～14:00)	ハローワーク五島 (職業紹介部門) 0959-72-3105
	対馬市 (上県行政サービスセンター)	8 月 13 日 (10:30～15:30)	ハローワーク対馬 (職業紹介部門) 0920-52-8609
	対馬市 (豊玉文化会館 2 階)	8 月 20 日 (10:30～15:30)	
	壱岐市 (壱岐市郷ノ浦庁舎)	8 月 29 日 (10:00～15:00)	ハローワーク壱岐 0920-47-0054
常 設 窓 口	長崎市 (ながさき就職支援ルーム)	平日 (8:45～17:30)	ハローワーク長崎 (職業相談第 3 部門) 095-862-8674
	佐世保市 (させぼ就職支援ルーム)	平日 (9:00～17:00)	ハローワーク佐世保 (職業相談第 2 部門) 0956-88-2004

**【参考】**

○児童扶養手当

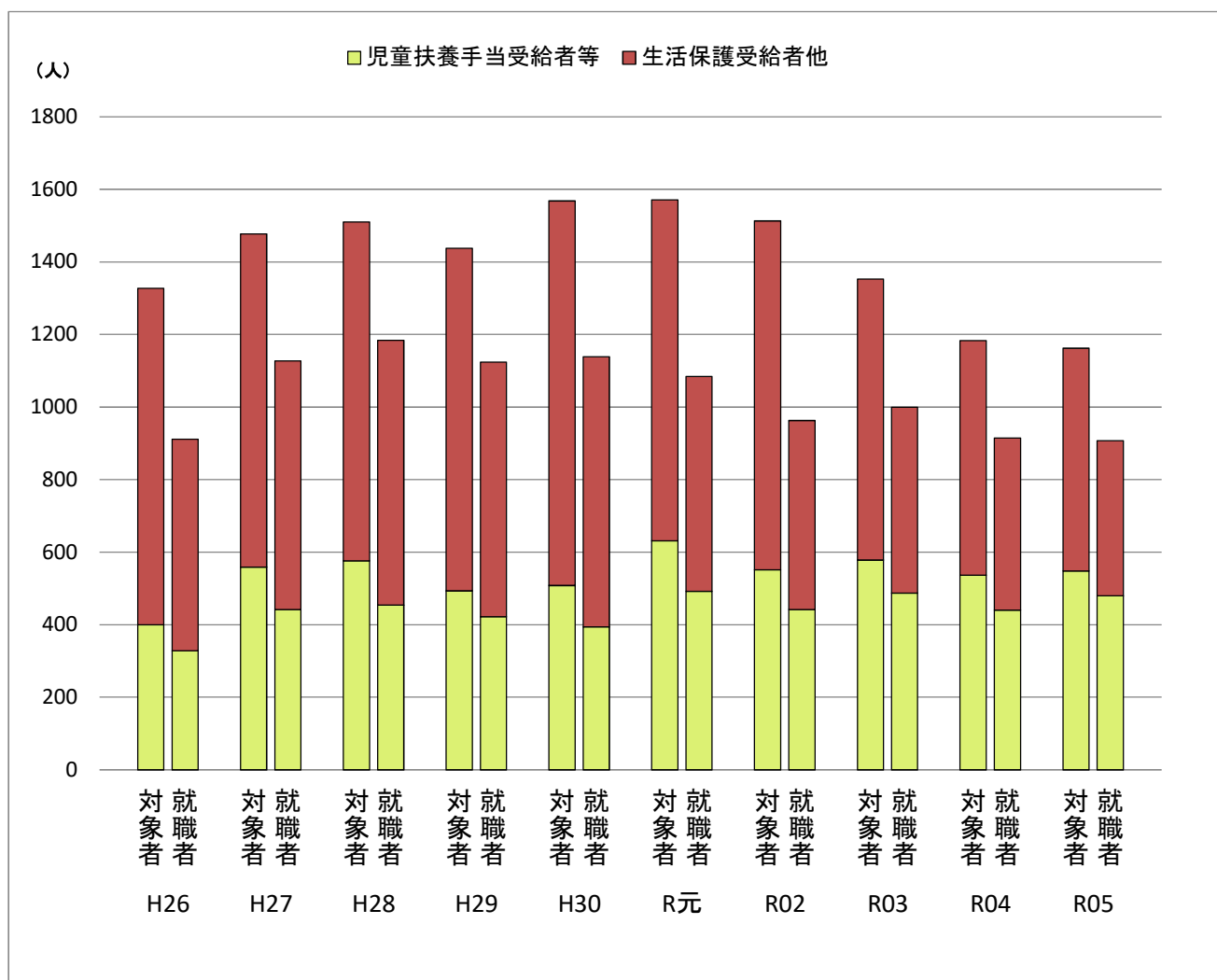
父母の離婚等により、父又は母が一人で育てている、ひとり親家庭等の生活の安定を図り、自立を促進することを目的として支給されるもの。

支給対象者は18歳に達した後最初の3月31日までの間にある子（障害児の場合は20歳未満）を養育する父又は母等。

○児童扶養手当受給者の現況届

児童扶養手当受給者は、児童扶養手当法施行規則第4条に基づき、毎年8月1日から8月31日までの間に、所得や対象児童の状況等の現況を、居住する市や町の担当窓口に提出することとなっている。

## 長崎労働局における生活保護受給者等就労自立促進事業の実績推移

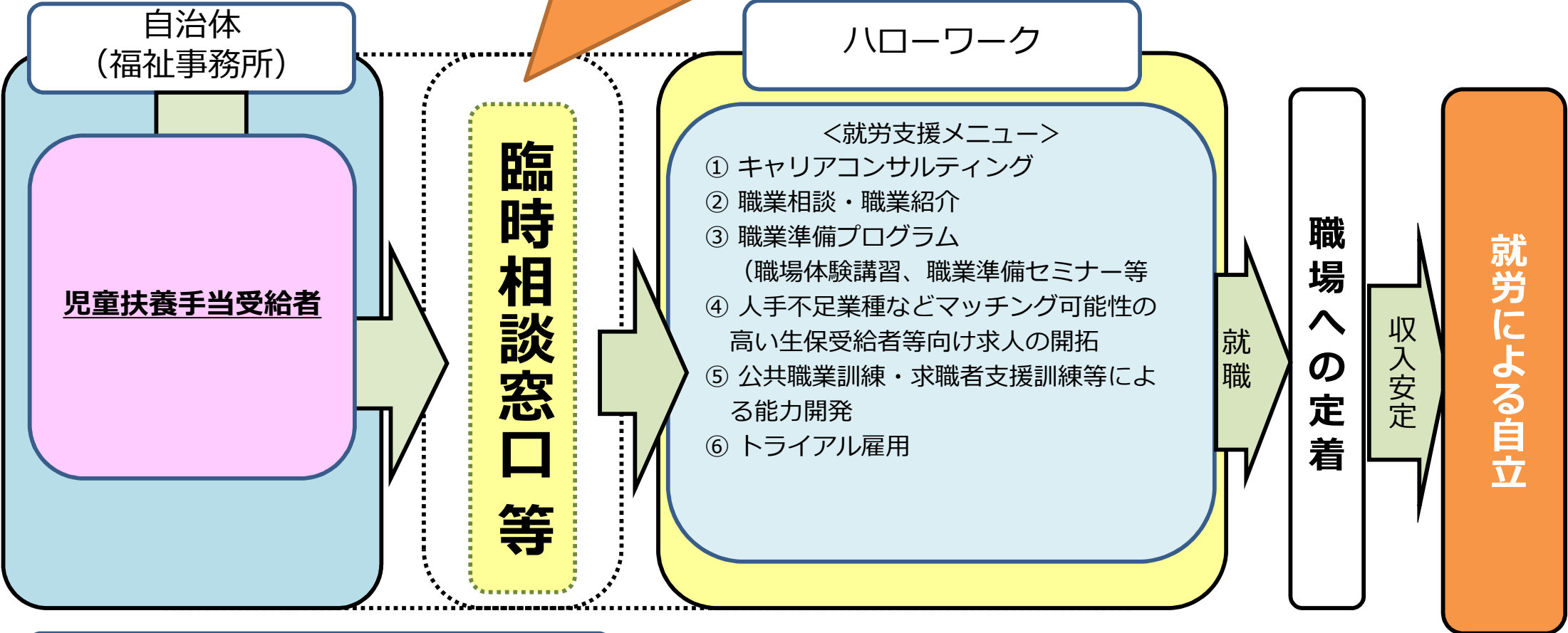


(単位:人)

	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5
支援対象者	1,327	1,477	1,510	1,437	1,568	1,571	1,513	1,353	1,183	1,162
うち児童扶養手当受給者等	400	559	576	493	508	631	551	578	537	548
就職件数	911	1,127	1,184	1,124	1,139	1,084	963	999	914	907
うち児童扶養手当受給者等	328	442	454	422	394	492	442	487	440	480

# 「出張ハローワーク！！ひとり親全カサポートキャンペーン」について

キャンペーン期間中、ハローワークが自治体に臨時窓口等を設置



臨時相談窓口等設置自治体

- 長崎市、佐世保市、諫早市、大村市、平戸市、松浦市、対馬市、壱岐市、南島原市
- 長与町、時津町、佐々町、新上五島町